

議案第6号

みよし市職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年3月1日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、休職期間の算定に当たり、同じ傷病により休職する場合の期間を通算するため必要があるからである。

みよし市職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部を改正する条例
みよし市職員の分限に関する手続および効果に関する条例（昭和45年三好町条例第2
2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項の場合において、前項の規定による復職を命ぜられた日から1年以内に再び法
第28条第2項第1号の事由による休職を要するときは、当該休職の期間に当該復職の
直前の休職の期間（この項の規定により通算されたものを含む。）を通算する。ただし、
当該復職の直前の休職の事由とされた傷病と明らかに異なる傷病により休職を要する場
合で、任命権者がこれらの休職の期間を通算することが適当でない判断したときは、
この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のみよし市職員の分限に関する手続および効果に関する条例第
4条第3項の規定は、施行日以後に新たに休職の処分を受けた者に対して適用する。こ
の場合において、施行日前に受けた休職の処分による休職期間は、同項の休職期間に通
算しないものとする。

みよし市職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(休職の効果)</p> <p>第4条 1及び2 略</p> <p><u>3 第1項の場合において、前項の規定による復職を命ぜられた日から1年以内に再び法第28条第2項第1号の事由による休職を要するときは、当該休職の期間に当該復職の直前の休職の期間（この項の規定により通算されたものを含む。）を通算する。ただし、当該復職の直前の休職の事由とされた傷病と明らかに異なる傷病により休職を要する場合で、任命権者がこれらの休職の期間を通算することが適当でないとは判断したときは、この限りでない。</u></p> <p>4 略</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第4条 1及び2 略</p> <p>3 略</p>